

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

[はじめに]

それでは、新型コロナウイルス感染症に係る対応について、報告させていただきます。

市議会3月定例会においての報告後、1か月以上が経過し、情勢は大きく変化しています。

国においては、今月16日に、ゴールデンウィークに向け、人の移動を最小化する目的から、緊急事態宣言の対象を全国に広げたところです。

市民の皆様におかれましては、改めて、帰省や旅行などによる県をまたいでの移動を自粛し、また、呼び掛けていただきますようお願ひいたします。

[岩国市での感染者の状況について]

今月11日に、本市では初めての感染症患者が確認されました。

福岡県居住、10代の男性で、今月7日に岩国市内の実家に帰省後、10日に発熱とけん怠感等の症状がありPCR検査を行ったところ、陽性反応があったものです。

その後の調査では、濃厚接触者は本人の家族3人のみとされました。

この家族3人のPCR検査を実施したところ、2人に陽性反応がありました。

これを受け、この2人の濃厚接触者である職場関係者43人に対し、PCR検査を実施し、全員陰性と公表され、全ての濃厚接触者の調査は終了となりました。

なお、この濃厚接触者については、岩国健康福祉センターが2週間の健康観察を継続し、今月25日に終了されたと伺っています。

[市内感染者発生からこれまでの市の取組]

感染者確認の後、直ちに記者会見により感染者の発生について公表し、ホームページ、市民メール、ニュースアプリ、子育てアプリ、フェイスブックにより、情報提供をしています。

また、同日、対策本部会議を開催し、感染の拡大防止や市民の不安解消に向け、全力で取り組んでいくよう本部員に指示をしました。

さらに、感染拡大防止の観点から、公共施設を5月10日までの間、原則閉館とし、小・中学校については、今月28日までを臨時休業にすることとしました。

あわせて、市民の皆様には、手洗いの徹底、体調管理や、3つの密である、

密閉、密集、密接の条件を避ける、というこれまでの感染予防対策に加え、感染拡大地域への移動の自粛や、不要・不急の外出を控えていただくこと、また、企業の皆様には、感染拡大地域への出張の自粛や、対象地域からの来訪の自粛、従業者が発熱した場合は休ませていただくことをお願いし、改めて、5月1日号の広報紙においても周知する予定としています。

[相談対応・検査体制]

感染の疑いに関する相談については、引き続き、山口県の「帰国者・接触者相談センター」で行っており、岩国健康福祉センターでの対応件数は、今月25日現在で2,175件となっています。

また、本市においても相談対応を行っており、その件数は、同じく25日現在で273件となっています。

様々な声が寄せられる中、少しでも不安が和らぐよう丁寧な対応を心掛けています。

さらに、帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来等における業務量の増加や民間医療機関が抱えるリスク等を踏まえ、今後、山口県が主体となり、PCR検査体制を強化してまいります。

市としましては、市民の皆様の不安解消を図るため、地域外来・検査センターの設置に向けて、現在、山口県や医師会等の関係機関と協議・調整をしています。

[学校及び図書館等の対応について]

市内の小・中学校におきましては、今月8日には予定どおり、市内の小・中学校において登校を再開することができましたが、市内での感染確認を受け、今月28日までの期間を、改めて臨時休業としました。

さらに、山口県教育委員会から、県立学校を5月6日までの間、臨時休業とともに、公立小・中学校にも同様の対応を要請する旨、通知があったことから、臨時休業期間を5月6日まで延長することとしました。

臨時休業期間中の学習については、各学校において、児童生徒の実態等を踏まえ、適切な課題を児童生徒に与えることとしています。

課題については、教科書と併用できるプリントやワークブック等を基本としながら、学年に応じたものを用意しています。

ワークブック等の学習が難しい小学校1年生は、「なぞり書き」や「数を数える練習」などの課題を出し、保護者の方の御協力をいただきながら、学習を進めています。

また、紙媒体による課題のほかにも、補助的にインターネット上の家庭学習支援ソフトを期間限定で導入したり、文部科学省等が開設している学習支援ポータルサイトを紹介したりするなどして、児童生徒の家庭学習が円滑に進むように取り組んでいます。

さらに、学校と家庭がオンラインでやり取りすることができるよう、ビデオ会議システムの導入について、研究を進めているところです。

[放課後児童教室及び保育園等の対応について]

放課後児童教室においては、小学生やその保護者が安心して過ごすことができるよう、午前8時から午後6時30分までの保育を実施しており、普段、放課後児童教室を利用していない児童であっても、日中一人で過ごすことができない小学校1年生から3年生までの児童を対象に、午後2時までの間、学校教職員の協力を得て、預かり保育を実施するなど緊急対応を行っています。

利用に当たっては、手洗い、うがい、アルコール消毒の励行やマスクの着用、定期的な換気を行う中で、屋外での保育も実施するなど、衛生管理に気を付けるとともに、安全面にも配慮した保育を実施しています。

さらに、緊急事態宣言を受けて、5月6日までの間、自宅待機が可能な保護者に対して、放課後児童教室の利用を自粛していただくようお願いをしました。

再度の臨時休業は、児童と保護者の皆様、また、現場の教職員など多くの関係者に大変な御心配と御負担を与えるものですが、児童の安全確保、感染防止に向けた対応に努めてまいります。

また、保育園等については、国の方針に従い、通常どおりの開園をしていましたが、放課後児童教室と同様に、自宅待機が可能な保護者に対して、5月6日までの間、保育園、認定こども園、小規模保育事業所への登園自粛をお願いしました。

現在、保護者の御協力により、それぞれの園における園児の利用は半数程度となっていることから、3つの密を避けることができている状況です。

今後も引き続き、園児たちの健康には十分留意しながら対応してまいります。

[施設の対応について]

市の施設においては、県内において感染者が増加している現状を考慮し、5月10日まで、約450の公共施設を休館としています。

[市職員の勤務体制等について]

職員の勤務体制については、全職員に対し、出勤前に自宅で体温を測定し、

出勤後、チェックシートに記入させるとともに、熱がある場合には、所属長等に報告して出勤を停止させることとしました。

また、通勤時の人との接触を極力避けるため、自動車通勤や時差出勤を認めるとともに、業務継続計画に基づき、業務の見直しを検討するなどして、出勤者の5割削減に取り組むこととし、ローテーション勤務を実施することとした。

市民生活に必要な業務は継続しますが、通常よりも窓口対応や電話応対等でお待たせしたり、処理に時間や日数を要することもあるかもしれません。

市民の皆様には、感染拡大防止、市民サービスの維持のため、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

[特別定額給付金について]

国における緊急経済対策については、当初、給付対象世帯に30万円を給付する「生活支援臨時給付金」事業が実施されることとなっていました。

しかしながら、国はこの方針を変更し、簡素な仕組みで迅速に家計への支援を行うため、全国民を対象に、1人当たり10万円を給付する「特別定額給付金」事業が実施される見込みとなりました。

市としては、国の補正予算が成立し次第、迅速に対応することができるよう、特別定額給付金対策室を岩国商工会議所1階に開設したところです。

国においては、感染拡大防止の観点から、給付金の申請方式は、郵送申請又はオンライン申請とし、やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を認めることとしています。

現状においては、事業の詳細を見通せないところもありますが、今後、申請手続等に係る事務をはじめ、一日も早く市民の皆様に給付金が行き渡るよう努めてまいりたいと考えています。

また、国の10万円の特別定額給付金に上乗せする形で、市独自の支援策（いわくに特別応援協力金）として、全ての市民の皆様に、一人2万円を給付することについて、現在、具体的な制度設計を行っています。

[市内中小企業への支援]

中小企業等への支援については、本市の中小企業等、とりわけ飲食、宿泊等の業種に、大きな影響が出ています。

こうした状況を受け、岩国商工会議所、岩国西商工会、やましろ商工会におかれでは、いち早く、特別相談窓口を設置され、経営等に関する相談対応が行われています。

市においても、国、県、市等の支援制度の周知を行うとともに、民間の信用保証付きの融資申込みに必要となる認定事務を行っています。

また、3月29日と今月7日には、市・商工会議所・日本政策金融公庫・山口県信用保証協会・ハローワーク合同の「事業者向け説明会及び相談会」を開催し、資金繰りや雇用に係る国・県等の支援策を説明するとともに、社会保険労務士協会岩国支部の協力も得て、「金融」「労務」「経営全般」の個別相談を実施しました。

「資金繰り」については、既に実施されている日本政策金融公庫での実質的な無利子・無担保融資や、信用保証制度、融資制度の拡充に加え、この度、民間金融機関においても実質的な無利子・無担保融資の拡大や、既往債務の借換えが可能となる予定です。

雇用については、雇用調整助成金の特例措置として、助成対象にパートやアルバイトなどの非正規労働者を加えるといった助成対象の拡大や助成率の大幅な拡充を行うとともに、申請手続を簡素化し、支給の迅速化が図られています。

また、直接的な支援として、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支えるため、事業全般に使える「持続化給付金」の支給などが予定されています。

県においては、中小企業制度融資の経営安定化資金について、4月から対象要件の緩和、利率・保証料率の引下げが行われています。

さらに、先の民間金融機関での実質的な無利子・無担保融資は、県の制度融資が活用される予定となっています。

加えて、県独自の直接的支援として、休業要請に応じた事業者に対する協力金や、著しい影響を受けている飲食店を対象とした支援金を支給することが予定されています。

こうした国・県の支援策に連動して、本市においても、次の独自支援策を実施したいと考えています。

まず、「雇用を守る」という観点から、雇用調整助成金の事業主負担分を支援する制度を設けます。

これにより、休業を余儀なくされた事業主が、従業員に実質的な負担なしで休業手当を支払うことができます。

また、手当を支払い、雇用を継続することで、事業所の貴重な人材を失うことなく、休業後の再開に係る負担を軽減できるものと考えています。

次に、事業所の「資金繰り」については、先ほど申し上げたように、現在、日本政策金融公庫で実施されている実質無利子・無担保の融資と同様の融資を、県の制度融資を活用して、民間の金融機関でも行うことが可能となる予定です。

その中で、売上げの減少が前年同月比 15 パーセント未満の中小企業については、信用保証協会の保証料を負担する必要がありますが、この保証料を助成する制度を市の独自事業として実施します。

これにより、売上げが減少した全ての中小企業が、安心して融資を受けることができます。

なお、この融資は、据置期間を 5 年以内で設けることができ、既存融資の借換えも可能であることから、事業主の円滑な資金繰りや返済の負担軽減を可能にするものと考えています。

さらに、大きな影響を受けている飲食業や宿泊業、休業要請を受けている遊技業などを営む中小企業に対しては、市独自の支援策として、一律 10 万円（複数の場合は上限 20 万円）の給付を検討しているところであり、商工会議所とも連携しながら支援してまいります。

また、タクシー事業者に対して、飲食店のテイクアウト料理の配送サービスを行うために必要な機材の購入補助などを実施したいと考えています。

民間レベルにおいても、飲食店を応援するチケットの販売や、デリバリーに業態変更されている店舗を紹介するホームページ等の立ち上げなど、様々な支援の取組が行われています。

このように、地域経済の維持・支援には、各種団体・市民一人一人の取組が不可欠であります。

中小企業の事業主、経済団体、金融機関、地域、行政等が連携・団結して取り組むことが必要であると考えています。

市としましては、先ほど申し上げました、一律 2 万円の「いわくに特別応援協力金」を含め、市独自の新型コロナウイルス対策に関する経済支援策として、30 億円を超える規模の事業を考えているところです。

[公共料金の支払について]

公共料金の支払については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う離職や収入の減少などの事情により、水道料金や下水道料金等の支払が困難な方については、既に各窓口において納入に関する相談に応じています。

また、市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税などの市税や、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料についても、納付が困難な場合は、法令や条例に基づき、納付が猶予される場合があるため、それぞれの窓口で相談していただくよう、市のホームページなどにより御案内しているところです。

[保険料の減免及び傷病手当金の支給について]

また、国民健康保険料と介護保険の第1号保険料については、国が示した減免基準に基づき、徴収の猶予に加え、保険料の減免を行う予定としています。

さらに、国の「緊急対応策第2弾」の決定に伴い、感染するなどした給与等の支払を受けている国民健康保険の被保険者に対し、傷病手当金を支給することとしています。

この支援策は、感染した方又は感染が疑われる方が、療養のため労務に服することができない場合に、傷病手当金を支給するものです。

[子育て世帯への臨時特別給付金について]

国の子育て世帯への支援策としては、令和2年4月分の児童手当の受給者の方に、対象児童1人につき、1万円の臨時特別給付金が支給されます。

対象児童は、令和2年3月31日までに生まれた方で、3月まで中学生だった方も含みます。

[市営住宅について]

市営住宅に関する支援策については、感染症拡大の影響により収入が減少した入居者に対して、申請により住宅使用料等の減免措置を予定しています。

また、感染症拡大の影響により、住宅を失った方に対して、市営住宅等の一時入居を可能とし、その準備を進めています。

[生活支援策について]

そのほか、社会福祉協議会においては、休業や失業等により、生活資金にお困りの方に対し、緊急小口資金と総合支援資金の特例貸付を実施しています。

さらに、本市においても、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業には至っていないが、こうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方に対して、住居確保給付金制度により、一定期間、家賃相当額を支給することとしています。

なお、貸付金と給付金の申込みについては、どちらも社会福祉協議会が窓口となっています。

[マスクの配布]

マスクについては、全国的な不足が依然として続いており、災害対応用に市が備蓄しているマスクの一部を、妊婦の方や介護サービス事業所、障害者施設、児童養護施設等に対して配布を開始したことは、先月の市議会定例会において

報告したところです。

その後、今月 20 日には、障害児通所支援事業施設 10 か所に 1,000 枚を配布しており、24 日には、人工透析を受けている方々へも、700 枚のマスクを、岩国市腎友会を経由して配布しました。

また、医療の現場でもサージカルマスクの不足が深刻な問題となっていることから、同じく 24 日に、岩国医療センター、岩国市医師会、玖珂医師会に対し、合計 1 万 1,500 枚を配布しています。

[基地関係について]

次に、米軍岩国基地に関する対応について報告します。

今月 14 日、岩国基地内で実施している感染症防止対策について視察しました。

まず、入門ゲートでは、健康チェックの案内看板が設置され、入門者の体調の確認が行われ、少しでも体調が良くない場合、基地外居住者は入門できません。

また、基地内居住者も、体調が良くない場合は、自宅での待機が義務付けられ、基地内の診療所に連絡するようになっています。

スーパー・マーケットやホームセンターでは、マスク着用が義務付けられ、入口でチェックを受けることになっていました。

レジに並ぶ際には、6 フィート（約 2 メートル）の間隔を空けるよう、床にマーカーが付けられ、レジ台も購入者が変わるたびに、スタッフが消毒作業を行っていました。

バー・やレストラン、ボーリング場などは閉鎖されており、レストランやフードコートは、テイクアウトのみと決められていました。

基地居住者は、基地外に出ることは可能ですが、飲食店で食事をすることは禁じられているとのことでした。

徹底した取組が組織全体として行われているという印象でした。

また、自らの部隊だけでなく、岩国市民にも感染を広げないよう努力していることが実感できました。

在日米軍においては、公衆衛生非常事態宣言を今月 15 日付けて、全国の施設・区域に拡大しました。

こうした状況の中、岩国基地においても、私が視察を行った日以降、更に厳しい行動制限が求められています。

視察の際、私は司令官に対して、本市の実情や取組を伝えるとともに、今後の事態を想定した対応策についても意見交換を行いました。

今後も、引き続き、様々な情報を共有し、今回の危機を共に乗り越えていこうと確認し合ったところです。

[終わりに]

終わりになりましたが、今後も、市民の皆様の命と健康を守ることを第一に、感染防止対策について全庁的に取り組むとともに、関係機関と連携し、できる限りの施策を講じていく所存です。

市民の皆様におかれましては、感染予防対策を引き続き徹底していただき、デマやうわさに惑わされず、冷静な行動をとり、落ち着いた日常生活を送っていただきますようお願ひいたします。

また、感染者やその家族、事業者等を誹謗、中傷、差別することは、絶対にやめていただきますようお願ひいたします。

議員の皆様には、市が取り組む対策と諸事業に対し、引き続き、御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げまして、新型コロナウイルス感染症に係る対応についての報告とさせていただきます。